

目次

設置届の作成要領	- 2 -
提出書類作成の手順	- 3 -
別表 1 施設用途別廃棄物排出基準	- 6 -
別表 2 住居専有面積別人数基準	- 7 -
別表 3 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等設置基準及び処理方法	- 8 -
別表 4 容器数の算定表（住居系建築物の場合）	- 9 -
別表 5 容器数の算定表（事業系建築物の場合）	- 11 -
別表 4 の記入例 住居系建築物	- 12 -
別表 5 の記入例 事業系建築物	- 14 -
別表 6 用途別床面積内訳表（住居系）	- 15 -
別表 6 の記入例（住居用）	- 16 -
別表 7 用途別床面積内訳表（事業系）	- 17 -
別表 7 の記入例（事業系）	- 18 -
別表 8 事業系大規模建築物の再利用対象物の保管場所最低必要面積算出表	- 19 -
別表 9 事業系大規模建築物の保管場所面積算出表（10,000 m ² 以上の建築物に使用）	- 20 -
資料 1 廃棄物単独使用の保管場所内容器配列（例）	- 21 -
資料 2 住居系建築物の再利用対象物単独使用の保管場所内容器配置（例）	- 22 -
資料 3 住居系建築物の再利用対処物と廃棄物を同一場所使用の容器等配列（例）	- 23 -
資料 4 保管場所等の断面図と外構図（例）	- 24 -
資料 5 住居系建築物の反転コンテナ使用のコンテナ配置（例）	- 26 -
資料 6 反転コンテナ使用建築物の車両乗り入れ条件	- 28 -
念書 一般的集合住宅の場合	- 29 -
念書 反転コンテナを使用する場合	- 30 -
念書 事業系建築物の場合	- 31 -
念書 ごみストッカー使用の場合	- 32 -
再利用対象物保管場所兼廃棄物保管場所等設置届	- 33 -
設置届の記入例	- 34 -
工事完了後の手続き	- 35 -

設置届の作成要領

設置届に必要な書類

設置届対象建築物早見表で該当する場合は、以下の書類を提出してください。各書類を必ずA4版ファイルに閉じて、正副2部提出してください！

1 提出書類等

(1) 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届

「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」をご覧ください。

(2) 各共通図面等

①建築物の用途別各階床面積内訳書

住居系建築物は「別表6」、事業系建築物は「別表7」をご覧ください。

②建築物の設計概要（用途、規模、階数、建築面積、延床面積が分かるもの）

③建築物の案内図（地図の写しで可）、配置図

④建築物の各階平面図（同一レイアウトの場合は、代表階で可能）

⑤念書・覚書等

「念書（記入例）」をご覧ください。

(3) 各保管場所（廃棄物・再利用対象物）等

①保管場所等の配置図（※）及び敷地内収集時の敷地内運搬車通過通路図

②保管場所等の平面図、立面図、断面図（縮尺50分の1）

③保管場所等の仕様及び面積算定図

④その他必要と認める図面

※・・・各階平面図で確認できれば省略できます。

(4) 廃棄物保管場所等

容器数の算定表（廃棄物）

住居系建築物は「別表4」、事業系建築物は「別表5」をご覧ください。

(5) 再利用対象物保管場所等

住居系建築物の場合は「別表4」の容器数の算定表、

事業系建築物の場合は「別表8」の最低必要面積算定表をご覧ください。

(6) 各保管場所の必要面積

保管場所の必要面積算定表

住居系建築物は「別表4」、事業系建築物は「別表5」をご覧ください。

提出書類作成の一般手順

廃棄物保管場所等

- (1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。
 - ①用途別床面積内訳書により、用途ごとの床面積等を計算し明確にする。その場合廃棄物の排出対象となる有効面積を、その他（共有部分）の部分と区別する。
 - ②住宅部分の人数は、原則として別表2の住居占有面積別人員により算定する。ただし、実際に使用する人員が確定している場合は、その人員で算定する。
- (2) 建築物より発生する廃棄物の量を算定してください。
 - ①原則として別表1の施設用途別廃棄物排出基準により算定する。ただし、過去の廃棄物排出データがある場合は、清掃リサイクル推進課の了承を得た上でそのデータを用いて算定する。
 - ②算定に当たっては、家庭系と事業系（事務所・店舗等）に区別する。
 - ③廃棄物の発生量は、同規模・同用途の建築物においても異なることが考えられるので、事前に清掃リサイクル推進課と十分に打ち合わせをすること。
- (3) 算定した廃棄物の量を、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック（家庭系のみ）、資源に区分し、その割合を算定してください。
 - ①家庭系廃棄物の区分割合は、燃やすごみ6.2割、燃やさないごみ0.5割、プラスチック1.3割、資源2割、として、また、容積を重量に換算する。
 - ②事業系廃棄物の場合は、清掃リサイクル推進課の了承を得た上で、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、燃やすごみ8割、燃やさないごみ0.5割、資源1.5割の割合とする。
- (4) 廃棄物の収集方法、収集間隔を決めてください。
 - ①家庭系廃棄物は、荒川区が収集とする。事業系（事務所・店舗等）廃棄物は、原則として自己処理又は一般廃棄物処理運搬業者の収集とする。
 - ②荒川区が収集する場合の収集間隔は、原則として燃やすごみ週2日（間隔は、3日）、燃やさないごみ月2日（間隔は、13日）、プラスチック週1日（間隔は、6日）です。資源は町会毎に回収間隔が決まっています。お問い合わせください。
 - ③一般廃棄物処理運搬業者の場合は、契約により収集回数（形態）を決めてください。
- (5) 廃棄物の保管方法を決めてください。

廃棄物の保管方法は、別表3の大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管場所等の設置基準及び処理方法の中から決めてください。

 - ①保管場所内を容器とする場合
原則として60リットル丸型ポリ容器を使用してください。角型ポリ容器は、使用状況によっては、破損しやすいことを考慮してください。
 - ②保管場所内を反転コンテナボックスとする場合
反転コンテナボックスの容量は、700リットルとする。
 - ③容器以外を使用する場合（荒川区の収集での、設定はありません）
廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分に収納できるものとする。
- (6) 廃棄物保管設備（容器等）の必要個数を決めてください。
 - ①容器については、別表4の容器数の算定により決めてください。
 - ②①以外の方法による場合は、清掃リサイクル推進課に問い合わせてください。

(7) 廃棄物保管場所の位置や構造等を決めてください。

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集作業の効率等を考慮して決めてください。

①保管場所の位置、構造

資料1から資料6の保管場所、容器の配列を参考にしてください。また、棚を設置する場合、材質はスチール・コンクリート等、重量を配慮したものとしてください。

②保管場所の設置基準

関係文書の「荒川区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」の3、廃棄物保管場所設置基準によります。

(8) 粗大ごみの集積所を別に設置してください。

①最低3㎡以上とし、通路と共通でないこと、原則として1棟に1箇所設置する。

(9) 再利用対象物保管場所を設置してください。

①住宅の計画戸数が15戸以上の共同住宅又は併用型共同住宅の建設事業には、再利用対象物保管場所が必要になります。

②事業用途のみの建築物については、延床面積1,000㎡から必要になります。

再利用対象物保管場所

事業系建築物で事業用途に供する部分の床面積が合計1,000㎡以上の建築物の場合

(1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

用途別床面積内訳書により、用途ごとの床面積を明確にするとともに、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）とに区別する。

(2) 保管場所の最低必要面積を算出してください。

別表7の再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準により算定してください。

ただし、算出にあたっては、次のことに注意してください。

①同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物がある場合は、各棟に保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所最低必要面積とする。

②用途欄に記載された用途以外の建築物（倉庫、駐車場等）の場合は、清掃リサイクル推進課と十分に協議を行い、了承を得た上で類似の用途を用いて算出する。

(3) 保管場所の配置・構造等を決めてください。

保管場所の配置・構造等は、利用者の利便性、収集作業の安全や効率等を考慮して決めてください。

具体的には、関係文書の「荒川区事業用大規模建築物及び住居系大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準」の第3の保管場所の配置、構造、付帯設備及び維持管理等によります。

(4) その他

事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）の方は、建築物が竣工したら、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。

また、所有者の方は、条例に基づき、廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」及び「事業用大規模建築物における再利用計画書」を提出することになっておりますので、建築物竣工後速やかに提出するようお願いいたします。

※「再利用計画書」は、延床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物が提出する。

住居専用建築物の場合

- (1) 住居用専有面積と占有別人数を明確にしてください。
用途別床面積内訳書により、専有部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）とに区別し、住居専有面積別人数表「別表2」により各住居人数を確定してください。
- (2) 各再利用対象物の排出量を算定し、最低必要面積を算出する。
古紙類、びん、かん、ペットボトル、食品用トレイの再利用対象物容器等算定表「別表4」にて排出量を算定してください。各再利用対象物に排出基準があります。
算定した排出量を容器算定表「別表4」にて容器等の必要面積を算出してください。
- (3) 保管場所の構造・容器の配置を決めてください。
保管場所の構造・配置等は、利用者の利便性、安全・効率等を考慮して決めてください。
 - ① 保管場所の位置、構造
資料1から資料6の保管場所、容器の配列を参考にしてください。また、棚を設置する場合、材質はスチール・コンクリート等、重量を配慮したものとしてください。
 - ② 保管場所の設置基準
関係文書の「荒川区大規模建築物及び住居系大規模建築物の再利用対象物保管場所等の設置基準」の第3、廃棄物保管場所設置基準によります。

別表 1

施設用途別廃棄物排出基準

施設用途	1日あたりの排出基準
住宅	1kg/人
事務所ビル	0.04kg/㎡
文化・娯楽施設	0.03kg/㎡
店舗（飲食店）	0.20kg/㎡
店舗（物品販売） デパート・スーパーマーケット	0.08kg/㎡
ホテル（宿泊施設）	0.06kg/㎡
学校	0.03kg/㎡
病院・診療所	0.08kg/㎡
駐車場	0.005kg/㎡
鉄道駅舎	0.005kg/㎡

※施設用途がない場合は、清掃リサイクル推進課にご相談ください。

別表 2

住居占有面積別人数基準

住居占有面積	人員数
～ 3 0 m ²	1. 5 人
～ 4 0 m ²	2. 0 人
～ 5 0 m ²	2. 5 人
～ 6 0 m ²	3. 0 人
6 0 m ² 超	4. 0 人

別表 3

大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法

建築物	規模	廃棄物等	廃棄物保管設備の種類					粗大ごみ 集積所	処理方法			備考
			容器	反転式 コンテナ ボックス	自動貯留 排出機	車両搭載式 コンテナ ボックス	その他		荒川区	自己処理	許可業者	
区の収集運搬 業務の提供を 受ける場合	70 戸 以上	燃やすごみ	※	○	○	×		○	○			一廃： 一般廃棄物 処理業者
		燃やさないごみ	○	×	※	×			○			
		プラスチック	※	○	○	×			○			
	70 戸 未満	燃やすごみ	○	※	○	×		○	○			
		燃やさないごみ	○	×	※	×			○			
		プラスチック	○	※	○	×			○			
区の収集運搬 業務の提供を 受けない場合	排出日量 1,000 kg 以上	一般廃棄物	○	○	○	○	○	○		○	一廃	産廃： 産業廃棄物 処理業者
		産業廃棄物	○	○	○	○	○			○	産廃	
	排出日量 1,000 kg 以下	一般廃棄物	○	○	○	○	○	○		○	一廃	
		産業廃棄物	○	○	○	○	○			○	産廃	

※清掃リサイクル推進課に必ず相談してください。

別表 4-1

容器数の算定（住居系建築物の場合）

用途	廃棄物等の種類	総人員×排出基準×燃やす・燃やさない・プラスチック・資源の割合×収集間隔÷容器容量＝㉑					予備率の加算㉒		必要個数						
住居系	燃やすごみ	人	×	1	kg	×	0.62	×	日	÷	15kg	=	㉑÷㉑	(㉑+㉒+㉓) × 1.4＝㉔	個
	燃やさないごみ	人	×	1	kg	×	0.05	×	日	÷	15kg	=	㉒÷㉒		
	プラスチック	人	×	1	kg	×	0.13	×	日	÷	15kg	=	㉓÷㉓		
	古紙	人	×	1	kg	×	0.138	×	日	÷	8.8kg	=	㉕÷㉕	㉕×1.4＝	束
	びん	人	×	1	kg	×	0.03	×	日	÷	12kg	=	㉖÷㉖	㉖×1.4＝	個
	かん	人	×	1	kg	×	0.01	×	日	÷	4kg	=	㉗÷㉗	㉗×1.4＝	個
	ペットボトル	人	×	1	kg	×	0.02	×	日	÷	3kg	=	㉘÷㉘	㉘×1.4＝	ネット
	食品用トレイ	人	×	1	kg	×	0.002	×	日	÷	0.6kg	=	㉙÷㉙	㉙×1.4＝	ネット
						ごみ容器最低必要個数㉑+㉒+㉓				個		ごみ容器必要個数合計㉔		個	

算定上の注意

- 総人員は、住居専有面積別人数で算定する。事業系がある場合は別に算定（事業系の算定式）する。
- 住居用住宅の排出基準は一人が1 kgとする。ごみ等の割合は、燃えるごみ 6.2 割、燃やさないごみ 0.5 割、プラスチック 1.3 割、再利用対象物 2 割とする。
- 収集間隔は、実態により記入する。（燃やすごみ 3 日・燃やさないごみ 13 日、プラスチック 6 日、再利用対象物は各町会回収の回収間隔による・6 日か 13 日）
- 容器 1 個当たりの容量は原則として 15 kg（60 ㍓）を基準とする。※反転コンテナの場合、175kg（700 ㍓）を基準とする。
再利用対象物の容器等は、古紙は紐等で縛って 1 束 8.8kg・びんはコンテナ容器 12kg・かんはコンテナ容器 4kg
ペットボトルは自立ネット 3kg・食品用トレイは自立ネット 0.6 kgとする。再利用対象物のコンテナやネットは貸し出します。
- 計算上で、④は小数点第 1 位を繰り上げ整数にする。ごみ容器の必要個数⑤は、④の小数点を切り捨てる。
再利用対象物の必要個数は④の小数点を繰り上げ整数にする。予備率は 40%を確保する。
- 必要個数⑤が最低必要個数④より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。
- そのほか、作業場面積が必要になります。最低必要面積は 2 ㎡以上となります。

容器の積み重ねの考え方

ごみ容器は、棚がない場合、積み重ねはできません。棚がある場合のみ、2 段になります。（反転コンテナは積み重ねできません）
再利用対象物の場合、古紙の束、びんのコンテナ、かんのコンテナは積み重ねができます。（積み重ね算定表を参考）ペットボトル、食品用トレイの自立ネットは積み重ねできません。棚がある場合のみ、2 段になります。

別表 4-2

容器等の積み重ね算定表

積み重ねることで容器必要面積が小さくなり、積み重ねた列数の底面積で保管場所の面積算定に使用します。

区分	必要個数 (容器数の算定による)	重ねられる数 (棚がない場合)	重ねられる数 (棚がある場合)	必要列数 (必要個数÷重ねられる数=㉔)
ごみ容器	個	1 段	上段 1 段 下段 1 段	列
古紙	束	3 段	上段 2 段 下段 3 段	列
びん	個	3 段	上段 2 段 下段 2 段	列
かん	個	3 段	上段 2 段 下段 2 段	列
ペットボトル	ネット	1 段	上段 1 段 下段 1 段	列
食品用トレイ	ネット	1 段	上段 1 段 下段 1 段	列

保管場所面積の算定

保管場所の面積はごみ等容器の面積に作業場面積が必要になります。作業場面積とは、容器等を持って人が通り抜けられることや容器の洗浄やごみ等の仕分け作業ができる広さです。

ごみ容器と再利用対象物容器等の容器必要面積を算定します。ここでは容器等が配置できる面積を算定します。

区分	容器用面積の算定式	必要面積 (㎡)
ごみ容器	容器の直径又は縦 (cm) × 容器の直径又は横 (cm) × 容器列数 ()	
古紙	紐等で束ねた 1 束の縦 (32 cm) × 束ねた 1 束の横 (25cm) × 束ねた束の列数 ()	
びん	収納コンテナの縦 (54 cm) × 収納コンテナの横 (37 cm) × コンテナの列数 ()	
かん	収納コンテナの縦 (65 cm) × 収納コンテナの横 (44 cm) × コンテナの列数 ()	
ペットボトル	自立式ネットの縦 (40 cm) × 自立式ネットの横 (40 cm) × 自立式ネットの列数 ()	
食品用トレイ	自立式ネットの縦 (40 cm) × 自立式ネットの横 (40 cm) × 自立式ネットの列数 ()	
容器等必要面積合計		㎡

※ここで利用する再利用対象物のコンテナ等は清掃リサイクル推進課で貸し出します。

ごみ等容器の面積が確定したら、保管場所の容器配置を確定させます。ごみ等容器は必ず作業場面積に接するように配置ください。

作業場面積は最低 2 ㎡以上確保してください。そのほか、洗浄設備が必要となります。

別表 5
 容器数の算定（事業系建築物の場合）

区分	用 途	廃棄物の種類	床面積× 排出基準× 燃やす・燃やさないの割合× 収集間隔÷ 容器容量＝㉑						予備率の加算㉒	必要個数㉓				
事業系	飲食店	燃やすごみ	㎡	×	kg	×	×	日	÷	kg	=	①÷①	(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)×1.4＝㉑	個
		燃やさないごみ	㎡	×	kg	×	×	日	÷	kg	=	②÷②		
	事務所	燃やすごみ	㎡	×	kg	×	×	日	÷	kg	=	③÷③		
		燃やさないごみ	㎡	×	kg	×	×	日	÷	kg	=	④÷④		
	物品販売	燃やすごみ	㎡	×	kg	×	×	日	÷	kg	=	⑤÷⑤		
		燃やさないごみ	㎡	×	kg	×	×	日	÷	kg	=	⑥÷⑥		
	娯楽施設	燃やすごみ	㎡	×	kg	×	×	日	÷	kg	=	⑦÷⑦		
		燃やさないごみ	㎡	×	kg	×	×	日	÷	kg	=	⑧÷⑧		
			ごみ容器最低必要個数①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧＝㉑							個	ごみ容器必要個数合計㉑	個		

- 算定上の注意
- 1 床面積は、用途別床面積内訳書（事業系）（別表 7）で算出する。
 - 2 排出基準は、施設用途別廃棄物排出基準で算出する。施設用途がない場合は清掃リサイクル推進課に相談してください。
 - 3 廃棄物の割合は、各事業者で算出してください。荒川区で収集する場合は燃やすごみ 8 割・燃やさないごみ 0.5 割となります。
 - 4 収集間隔は、荒川区で収集する場合は燃やすごみ週 2 回、燃やさないごみ月 2 回です。業者収集の場合は契約により違います。
 - 5 ㉑は小数点第 1 位を繰り上げ整数にする（㉑等）。
 - 6 ㉒は㉑の繰り上げをしない数値（㉑等）を合算して全体に予備率の 40%を加算する。
 - 7 必要個数㉓が最低必要個数㉙より少ない場合は最低必要個数㉙を必要個数とする。
 - 8 **その他、作業場面積が必要となります。最低 2 ㎡以上が必要となります。**

廃棄物保管場所面積の算定

保管場所の面積は、ごみ容器の必要面積と作業場面積が必要になります。作業場面積とは、人が容器等を持って通り抜けられる通路や容器洗浄・ごみの仕分け等作業ができる広さです。**最低 2 ㎡以上必要になります。**

ごみ容器の必要面積の算定式

ごみ容器の直径又は縦（ cm）×ごみ容器の直径又は横（ cm）×必要個数（㉙）÷棚有（2 段）又は棚なし（1 段）＝㉚			
作業場面積最低 2 ㎡	㉚㎡	洗浄設備	㉛㎡
合計㉚+㉛+㉜＝保管場所面積 ㉜			

注意 容器は必ず作業場面積に接するように配置してください。ただし、隅に関してはその限りではありません。

※再利用対象物保管場所については、別表 8、別表 9 で算出してください。

別表 4（住居用）の記入例

住居専有面積表で人員を確定する。

収集間隔は清掃リサイクル推進課で収集する場合、燃やすごみ週2回、燃やさないごみ月2回、プラスチック週1回となり、燃やすごみ3日、燃やさないごみ13日、プラスチック6日となる。

容器数の算定（住居系建築物の場合）

用途	廃棄物等の種類	総人員×排出基準×燃やす・燃やさない・プラスチック・資源の割合×収集間隔÷容器容量＝④	予備率の加算⑤	必要個数
住居系	燃やすごみ	150人 × 1 kg × 0.62 × 3日 ÷ 15kg = 18.6① ÷ ① 19	(①+②+③) × 1.4 = ④ 46.06	46 個
	燃やさないごみ	150人 × 1 kg × 0.05 × 13日 ÷ 15kg = 6.5② ÷ ② 7		
	プラスチック	150人 × 1 kg × 0.13 × 6日 ÷ 15kg = 7.8③ ÷ ③ 8		
	古紙	150人 × 1 kg × 0.138 × 6日 ÷ 8.8kg = 14.1⑤	⑤ × 1.4 = 19.7	20 束
	びん	150人 × 1 kg × 0.03 × 6日 ÷ 12kg = 2.2⑥	⑥ × 1.4 = 3.0	3 個
	かん	150人 × 1 kg × 0.01 × 6日 ÷ 4kg = 2.2⑦	⑦ × 1.4 = 3.0	3 個
	ペットボトル	150人 × 1 kg × 0.02 × 6日 ÷ 3kg = 6.0⑧	⑧ × 1.4 = 8.4	9 ネット
	食品用トレイ	150人 × 1 kg × 0.002 × 6日 ÷ 0.6kg = 3.0⑨	⑨ × 1.4 = 4.2	5 ネット
再利用対象物の割合は清掃リサイクル推進課独自で設定したもので確定値です。		ごみ容器最低必要個数①+②+③	34 個	ごみ容器必要個数合計④
				46 個

- 住居用住宅の排出基準は一人が
- 収集間隔は、実態により記入す
- 容器1個当たりの容量は原則と
- 再利用対象物の容器等は、古紙

再利用対象物の回収間隔は、町会毎の回収間隔になります。週1回の回収と月2回の回収間隔があります。詳しくは清掃リサイクル推進課にお問い合わせください。

定（事業
み6.2割
3日、プ
転コンテ

①と②と③は計算上で算出した小数点第1位まで記入、①と②と③は小数点を繰り上げ整数にした数字を記入。

テナ容器 12kg・かんはコンテナ容器 4kg

必要個数は⑤の計算で算出した小数点第1位を繰り下げて整数にする

2割とする。
6日か13日)

- 計算上で、④は小数点第1位を繰り上げ整数にする
- 再利用対象物の必要個数は⑤の小数点を繰り上げ
- 必要個数⑤が最低必要個数④より少ない場合は、
- そのほか、作業場面積が必要になります。最低必

コンテナ容量は荒川区で使用しているコンテナを荒川区独自で算出した数値になります。他の容器は使用できません。
※コンテナやネットは清掃リサイクル推進課で必要数貸し出します。

再利用対象物の必要個数は計算で算出した小数点第1位を繰り上げて整数にする。

別表 4-2 の記入例

容器等の積み重ね算定表

保管場所の中に棚を作る、作らないで2通りの積み重ね方がある。

計算した数値の小数点を繰り上げて整数に直す。

積み重ねることによって容器必要面積が小さくなり、積み重ねた列数の底面積で保管場所の面積算定に使用します。

区分	必要個数 (容器数の算定による)	重ねられる数 (棚がない場合)	重ねられる数 (棚がある場合)	必要列数 (必要個数÷重ねられる数=㉔)
ごみ容器	46 個	1 段	上段 1 段 下段 1 段 計 2	46 個 ÷ 2 段 = 23 列
古紙	20 束	3 段	上段 2 段 下段 3 段 計 5	20 束 ÷ 5 段 = 4 列
びん	3 個	3 段	上段 2 段 下段 2 段 計 4	3 コンテナ ÷ 4 段 = 1 列
かん	3 個	3 段	上段 2 段 下段 2 段 計 4	3 コンテナ ÷ 4 段 = 1 列
ペットボトル	9 ネット	1 段	上段 1 段 下段 1 段 計 2	9 ネット ÷ 2 段 = 4.5 列 ÷ 5 列
食品用トレイ	5 ネット	1 段	上段 1 段 下段 1 段 計 2	5 ネット ÷ 2 段 = 2.5 列 ÷ 3 列

保管場所面積の算定

保管場所の面積はごみ等容器の面積に作業場面積が必要で、作業ができる広さです。

積み重ね算定表で算出した必要列数。

廃棄物と再利用対象物の保管場所を一つの中に保管する場合はすべての容器等の面積を合算する。別々に製作する場合はそれぞれで合算する。

ごみ容器と再利用対象物容器等の容器必要面積を算定します。ここでは容器等が配置できる面積を算定します。

区分	容器用面積の算定式						必要面積 (㎡)
ごみ容器	容器の直径又は縦 (60 cm)	×	容器の直径又は横 (60 cm)	×	容器列数 (23 列)	$0.6 \times 0.6 \times 23 = 8.28$	8.280 ㎡
古紙	紐等で束ねた 1 束の縦 (32 cm)	×	束ねた 1 束の横 (25 cm)	×	束ねた束の列数 (4 列)	$0.32 \times 0.25 \times 4 = 0.32$	0.320 ㎡
びん	収納コンテナの縦 (54 cm)	×	収納コンテナの横 (37 cm)	×	コンテナの列数 (1 列)	$0.54 \times 0.37 \times 1 = 0.199$	0.199 ㎡
かん	収納コンテナの縦 (65 cm)	×	収納コンテナの横 (44 cm)	×	コンテナの列数 (1 列)	$0.65 \times 0.44 \times 1 = 0.286$	0.286 ㎡
ペットボトル	自立式ネットの縦 (40 cm)	×	自立式ネットの横 (40 cm)	×	自立式ネットの列数 (5 列)	$0.4 \times 0.4 \times 5 = 0.80$	0.800 ㎡
食品用トレイ	自立式ネットの縦 (40 cm)	×	自立式ネットの横 (40 cm)	×	自立式ネットの列数 (3 列)	$0.4 \times 0.4 \times 3 = 0.48$	0.480 ㎡
容器等必要面積合計							10.365 ㎡

※ここで利用する再利用対象物のコンテナは清掃リサイクル推進課で貸し出します。

ごみ等容器の面積が確定したら、保管場所の容器配置を確定させます。ごみ等容器は必ず作業場面積に接するように配置ください。

作業場面積は最低 2 ㎡以上確保してください。そのほか、洗浄設備が必要となります。

別表 5 の記入例

容器数の算定（事業系建築物の場合）

用途別床面積内訳表で各用途別に各階の面積を合算してください。

区分	用 途	廃棄物の種類	床面積× 排出基準× 燃やす・燃やさないの割合× 収集間隔÷ 容器容量=㉔					予備率の加算㉕	必要個数㉖			
事業系	飲食店	燃やすごみ	320.34	m ²	× 0.20	kg	× 0.8	× 1 日 ÷ 175kg = 0.29	①÷①	1	(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) × 1.4=㉗ (0.29+0.01+5.45+0.34) × 1.4=8.526	8 個
		燃やさないごみ	320.34	m ²	× 0.20	kg	× 0.05	× 1 日 ÷ 175kg = 0.01	②÷②	1		
	事務所	燃やすごみ	m ²	×	kg	×	日 ÷	kg =	③÷③			
		燃やさないごみ	m ²	×	kg	×	日 ÷	kg =	④÷④			
	物品販売	燃やすごみ	1279.12	m ²	× 0.08	kg	× 0.8	× 1 日 ÷ 15kg = 5.45	⑤÷⑤	6		
		燃やさないごみ	1279.12	m ²	× 0.08	kg	× 0.05	× 1 日 ÷ 15kg = 0.34	⑥÷⑥	1		
	娯楽施設	燃やすごみ	m ²	×	kg	×	日 ÷	kg =	⑦÷⑦			
		燃やさないごみ	m ²	×	kg	×	日 ÷	kg =	⑧÷⑧			
ごみ容器最低必要個数①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=㉘								9 個	ごみ容器必要個数合計㉙	8 個		

排出基準は施設用途別排出基準による。

算定上の注意 1 床面積は、用途別床面積内訳書（事業系）で算出する。

2 排出基準 委託業者で収集する場合は事業者で算出する。

3 廃棄物 荒川区で収集する場合は燃やすごみ 8 割、燃やさないごみ 0.5 割とする。

4 収集間隔 燃やすごみ 1 日、燃やさないごみ 2 日とする。

5 ④は小数点第 1 位を繰り上げ整数にする（①等）。

6 ⑤は④の繰り上げを考慮する。

7 必要個数⑥がより最低必要個数となる。

8 その他、作業場面積が必要になります。最低 2 m²以上必要になります。

45 ㍻容器は 11.25kg、60 ㍻容器は 15kg、90 ㍻容器は 22.5kg、700 ㍻コンテナは 175kg で計算する。

⑨は小数点を切り下げて整数にする。

委託業者収集は契約書による。毎日収集や 1 日おきなど。荒川区で収集する場合は燃やすごみ週 2 回で 3 日間隔、燃やさないごみ月 2 回で 13 日間隔とする。

廃棄物保管場所面積の算定

保管場所の面積は、ごみ容器の必要面積と作業場（丸型や角型で底面積が変わる）の個数分設置できる面積が必要です。けられる通路や容器洗浄・ごみの仕分け等作業ができる広さです。最低 2 m²以上必要になります。

ごみ容器の必要面積の算定式

ごみ容器の直径又は縦（60 cm）×ごみ容器の直径又は横（60 cm）×必要個数（13 個）÷棚有（2 段）又は棚なし（1 段）= 2.34 ㉑
作業場面積最低 2 m ² ㉒3.14 m ² 洗浄設備 ㉓1.8 m ² 合計㉑+㉒+㉓=保管場所面積 7.28 m ² ㉔

注意 容器は必ず作業場面積に接するように配置してください。ただし、隅に関してはその限りではありません。

※再 通路や容器洗浄等の作業場必要面積を最低 2 m²以上確保してください。

別 水道栓や排水機能を備えたもの

全ての必要面積を合算して保管場所の最低面積が算出します。

別表 6
用途別床面積内訳書（住居系）

階	延床面積	住 宅					その他			共用部分
		床面積	人員	戸数	総人員	住居床面積計				
合 計										

別表 6 の記入例

用途別床面積内訳書（住宅系）

各階の延床面積を記入する。

タイプ別に面積・人員・戸数・総人員を記入する。

各階の廊下やエレベーター・その他の共用部分を合算して記入する。

階	延床面積	住 宅					その他			共用部分
		床面積	人員	戸数	総人員	住居床面積計				
5 階	750.06㎡	34.24㎡	2人	12戸	24人	410.88㎡				130.46㎡ 廊下・エレベーター等
		52.18㎡	3人	4戸	12人	208.72㎡				
4 階	750.06㎡	33.88㎡	2人	13戸	26人	440.44㎡				88.66㎡ 廊下・エレベーター等
		55.24㎡	3人	4戸	12人	220.96㎡				
3 階	750.06㎡	55.71㎡	3人	12戸	36人	668.52㎡				44.36㎡ 廊下・階段等
		37.18㎡	2人	1戸	2人	37.18㎡				
2 階	750.06㎡	29.65㎡	1.5人	24戸	36人	711.60㎡				38.46㎡ 廊下・階段等
合計	3000.24㎡			70戸	148人	2698.30㎡				301.94㎡ 廊下・エレベーター等

総延床面積を記入する。

総世帯数・総人数を記入する。

各階の合算を記入する。

各階の住居床面積の合計を記入する

別表 7
用途別床面積内訳書（事業系）

階	延床面積	店 舗			事 務 所		そ の 他		共用部分
		業種	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	
合計									

別表 7 の記入例

用途別床面積内訳書（事業系）

各階の延床面積を記入する。

店舗の業種別・店舗数・床面積を記入する。同じ業種は1箇所
に合算。

共用部分には、その階の廊下など共用
する部分を抜き出して記入する。

階	延床面積	店 舗			事 務 所		そ の 他		共用部分
		業種	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	
3階	825.65㎡	飲食店	4店	320.34㎡	3軒	90.58㎡			414.73㎡ 通路・エレベーター・ 階段等
2階	825.65㎡	物販	1店	629.80㎡					130.85㎡ 通路・エレベーター・ 階段等
		物販	1店	65.00㎡					
1階	825.65㎡	物販	1店	584.32㎡	3軒	100.65㎡			140.68㎡ 通路・階段・エレベ ーター・玄関等
合計	2476.95㎡		7店	1599.46㎡	6軒	191.23㎡			686.26㎡ 通路・エレベーター等

事務所系は別に記入する。各階の事
務所系はその階で合算する。

各階の合計を記入する。

各階の店舗数・床面積を合算する。

共用部分の合算を記入する。

別表 8

事業系大規模建築物の再利用対象物の保管場所最低必要面積算出表

対象延床面積 用途	10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	50,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満	100,000 m ² 以上
事 務 所	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ 以上	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	26 m ² 以上
飲 食 店				
学 校				
病院・診療所				
店 舗	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ 以上		40 m ² 以上
ホ テ ル				
文化・娯楽施設等	3 m ² 以上	$3 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	$11 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$ 以上	16 m ² 以上

- 注意 1 : 上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。
- 注意 2 : 対象延床面積は、共用部分を除くこと。
- 注意 3 : 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。
- 注意 4 : 対象延床面積が、10,000 m²未満の複合建築物の最低必要面積は、4 m²以上とすること。
- 注意 5 : 対象延床面積が、10,000 m²以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低面積を合計した面積（以下「合計面積」という）以上とすること。
ただし、合計面積が4 m²未満となった場合の最低必要面積は、4 m²以上とする。
- 注意 6 : 算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。

別表 9

事業系大規模建築物の保管場所面積計算表（10,000㎡以上の建築物のときに使用してください。）

用途	(Ⅰ) 各用途別対 象延床面積	(Ⅱ) (建築物全てがその用途とした場合の最低面積)			(Ⅲ) 1棟に占める用途別 の割合 $a \cdot b \cdot c / d$	(Ⅳ) 最低必要面積 (Ⅱ) × (Ⅲ)
		(d) が 10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	(d) が 50,000 ㎡以上 100,000 ㎡未満	(d) が 100,000 ㎡以上		
事務所		$4 \text{ ㎡} \times \frac{(\text{延床} - 10,000 \text{ ㎡})}{10,000 \text{ ㎡}} \times 3 \text{ ㎡}$	$16 \text{ ㎡} \times \frac{(\text{延床} - 50,000 \text{ ㎡})}{10,000 \text{ ㎡}} \times 2 \text{ ㎡}$	26 ㎡	$\frac{a}{(\quad)} \div (\quad) = \frac{d}{d}$	㎡
飲食店						
学校						
病院・診療所						
小計	a	= ㎡	= ㎡			
店舗		$4 \text{ ㎡} \times \frac{(\text{延床} - 10,000 \text{ ㎡})}{10,000 \text{ ㎡}} \times 4 \text{ ㎡}$	$4 \text{ ㎡} \times \frac{(\text{延床} - 50,000 \text{ ㎡})}{10,000 \text{ ㎡}} \times 4 \text{ ㎡}$	40 ㎡	$\frac{b}{(\quad)} \div (\quad) = \frac{d}{d}$	㎡
ホテル						
小計	b	= ㎡	= ㎡			
文化・ 娯楽施設等	c	$3 \text{ ㎡} \times \frac{(\text{延床} - 10,000 \text{ ㎡})}{10,000 \text{ ㎡}} \times 2 \text{ ㎡}$	$11 \text{ ㎡} \times \frac{(\text{延床} - 50,000 \text{ ㎡})}{10,000 \text{ ㎡}} \times 1 \text{ ㎡}$	16 ㎡	$\frac{c}{(\quad)} \div (\quad) = \frac{d}{d}$	㎡
合計	d				1	

※対象延床面積には共用部分を含まない。 ※(Ⅰ)(Ⅱ)欄は小数点第3位を四捨五入 ※(Ⅳ)欄は小数点第2位を四捨五入

1 10,000㎡以上で用途が単一の建築物の場合は、次の手順で計算してください。 (Ⅲ)欄は使用しないでください。

①該当する用途の対象延床面積を(Ⅰ)欄に記入し、その数値を合計する。(d)にも記入してください。

②①の数値を(Ⅱ)欄の用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算。(小数点第3位四捨五入)

③②の数値を小数点第2位で四捨五入して、(Ⅳ)欄に記入してください。・・・この数値が保管場所最低必要面積になります。

2 10,000㎡以上で用途が複合する建築物（再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準の注5）の場合は、次の手順で計算してください。

①各用途別の対象延床面積を、(Ⅰ)欄に記入し、合計した数値を(d)欄に記入してください。

②①の数値を(Ⅱ)欄の各用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位を四捨五入)してください。ただし(d)が100,000㎡以上の場合は表に記入してある数値となるので計算する必要はありません。・この数値が各用途別に対象延床面積(d)があるものと仮定し算出した各々の最低必要面積となる。

③(Ⅰ)の各用途別の面積{(a)、(b)、(c)}と合計面積(d)を(Ⅱ)欄の(a)～(d)の該当するところを記入してください。

④各用途別に②の数値に③の割合を乗じ、小数点第2位を四捨五入して(Ⅳ)欄に記入し、合計してください。・この数値が保管場所最低必要面積となります。

資料 1

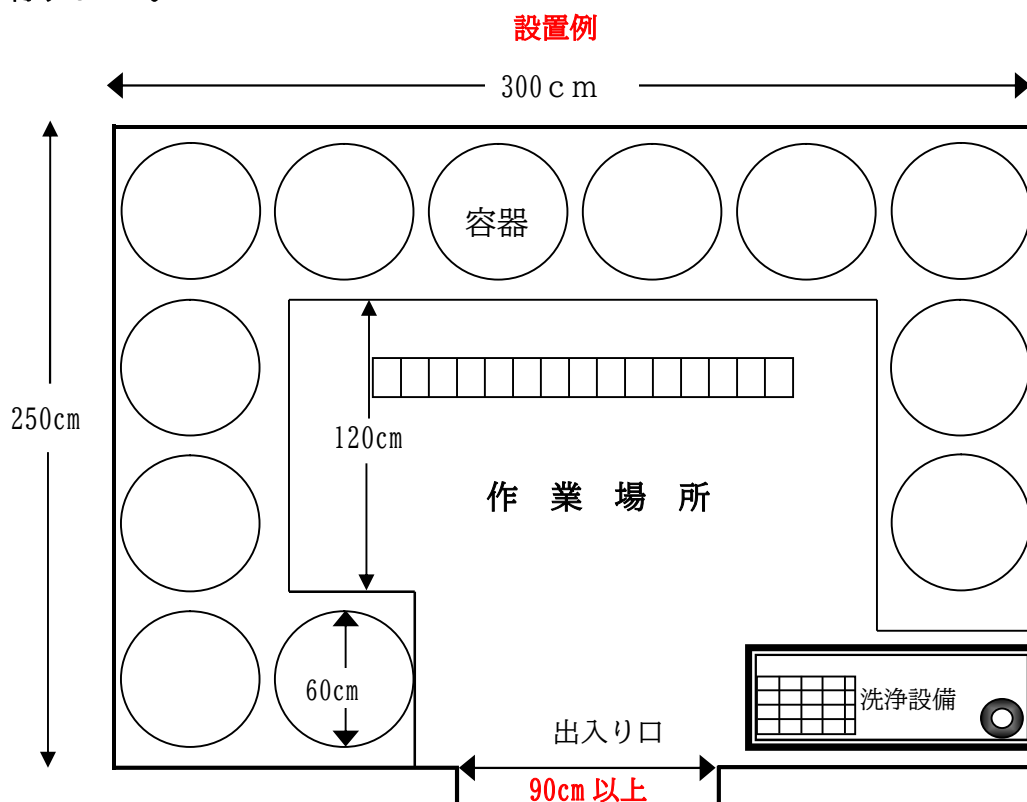
廃棄物等単独での保管場所内容器配列（例）

ポリ容器の規格に十分注意して、つぎのような配列にする。

丸型ポリ容器（60リットル）・・・直径 60 cm × 高さ 55 cm

角型ポリ容器（60リットル）・35 cm（一辺）×55 cm（一辺）×60 cm（高さ）

※容器の規格はメーカーによって異なりますので、上記より小さい場合は、カタログを添付すること。



＊水栓はホース等で保管場所内を洗浄できれば保管場所の外でも可能です。

＊保管場所前で、清掃車を横付けしての収集はできませんので、この保管場所以外に、容器の持出場所を設けていただきます。

【注意】 容器の持ち出し場所について

設置基準

- ・ 区の収集運搬業務の提供を受ける場合は、原則として、敷地内に容器の持ち出し場所を設けてください。
- ・ 廃棄物保管場所に収容された容器を持ち出すことのできる十分なスペースを確保してください。
- ・ 道路交通法上駐停車禁止の規定による安全確保の必要性から、交差点（T路地等）から5 m以上の距離が必要になります。
- ・ 収集車両が横付けする際、車両との間に電柱、交通標識、ガードパイプ、チェーンポール、植栽等、収集の妨げとなる障害物が設置されることのない場所に設置してください。

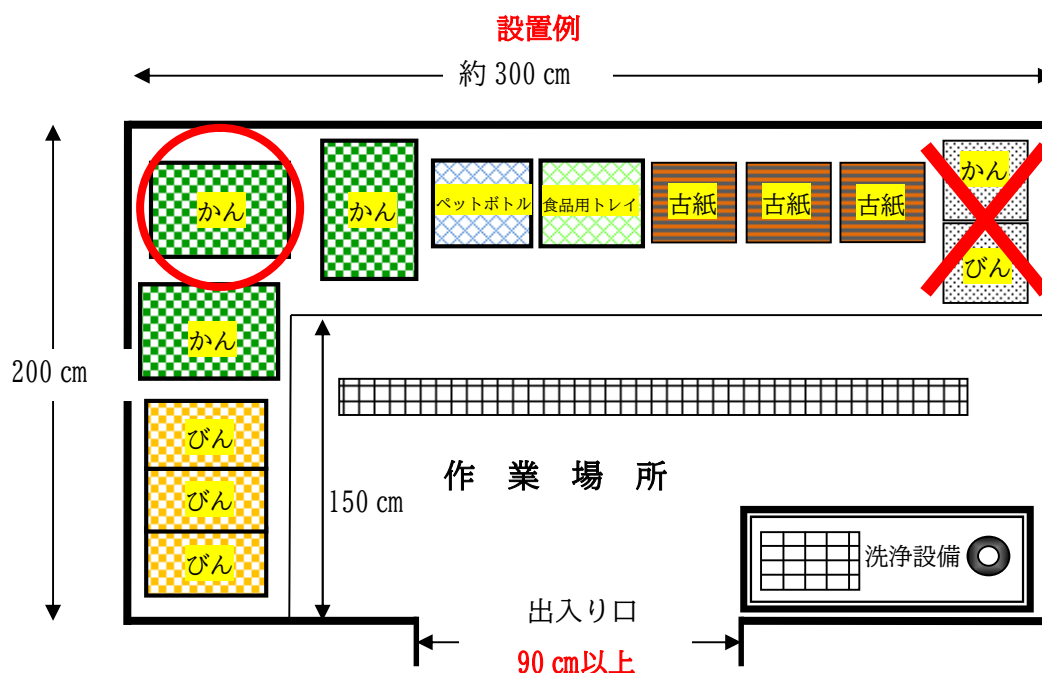
資料 2

(住居用大規模建築物用)
再利用対象物単独での保管場所内容器等配列 (例)

コンテナ等の寸法

品目	たて	よこ	たかさ	底面積
古紙類	32 cm	25 cm	30 cm	0.08 m ²
びんコンテナ	53 cm	37 cm	31 cm	0.196 m ²
かんコンテナ	65 cm	44 cm	32 cm	0.286 m ²
ペットボトルネット	40 cm	40 cm	70 cm	0.16 m ²
食品用トレイネット	40 cm	40 cm	70 cm	0.16 m ²

びん・かんのコンテナ同士を前後に配置しないでください。
ペットボトル・食品用トレイのネットは前後に配置しないでください。
必ず容器等が作業場所に接するように配置してください。



- * 洗浄設備の水栓は、ホースなどを使用して保管施設内を洗浄できるのであれば、保管施設の外に設置可能です。
- * 棚を作成し、2段で使用する場合は、別表4の積み重ねを参考にしてください。
- * 再利用対象物保管場所を設置して、容器持ち出し場所を設置してもその場所で再利用対象物が収集されない場合があります。荒川区では再利用対象物収集は清掃リサイクル推進課の管轄ではなく、各町会が収集しております。町会の集積場所に持ち運んでいただく場合があります。必ず建築物の前で収集が行われるとは限りません。

資料 3

再利用対象物と廃棄物等が同一保管場所での容器配列（例）

ポリ容器の規格に十分注意して、つぎのような配列にする。

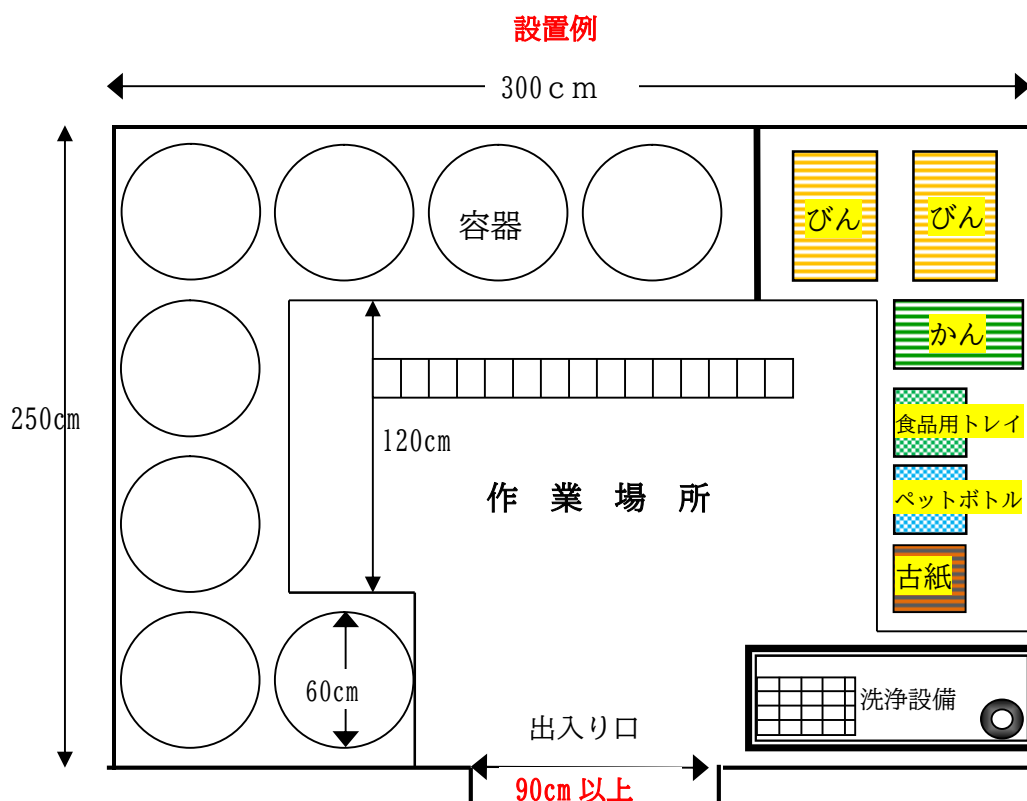
丸型ポリ容器（60リットル）・・・・直径 60 cm × 高さ 55 cm

角型ポリ容器（60リットル）・35 cm（一辺）×55 cm（一辺）×60 cm（高さ）

※容器の規格はメーカーによって異なりますので、上記より小さい場合は、カタログを添付すること。

再利用対象物と廃棄物等の間は必ず仕切りを設置すること。

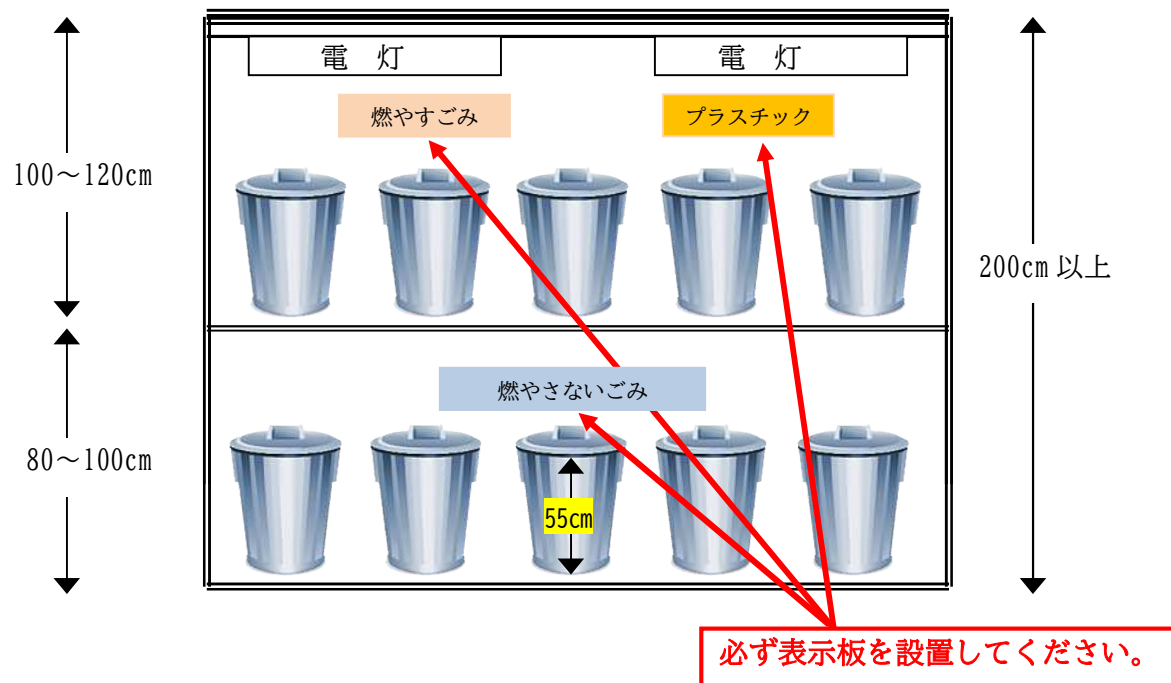
再利用対象物のコンテナやネットは清掃リサイクル推進課で貸し出します。



- *保管場所前で、清掃車を横付けしての収集はできませんので、この保管場所以外に、容器の持出場所を設けていただきます。
- *ごみ容器持ち出し場所については、資料1を参照してください。
- *再利用対象物保管場所を設置して、容器持ち出し場所を設置してもその場所で再利用対象物が収集されない場合があります。荒川区では再利用対象物収集は清掃リサイクル推進課の管轄ではなく、各町会が収集しております。町会の集積場所に持ち運んでいただく場合があります。必ず建築物の前で収集が行われるとは限りません。

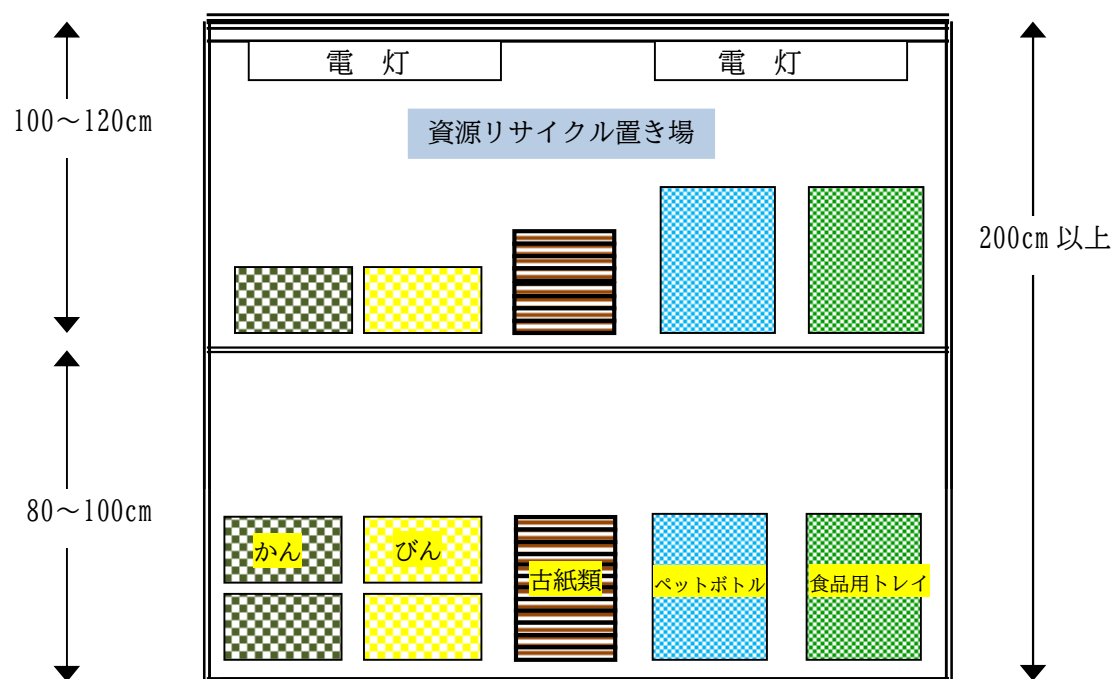
資料 4

廃棄物保管場所の断面図（例）

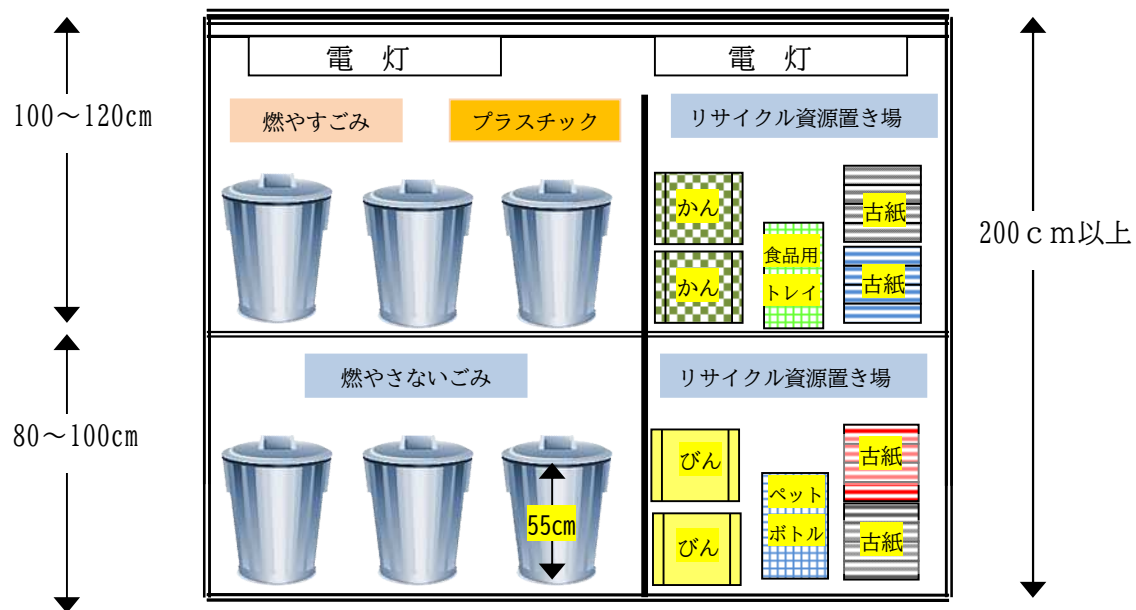


再利用対象物保管場所の断面図（例）

積み重ねに関しては別表 4-2 を参考にしてください。

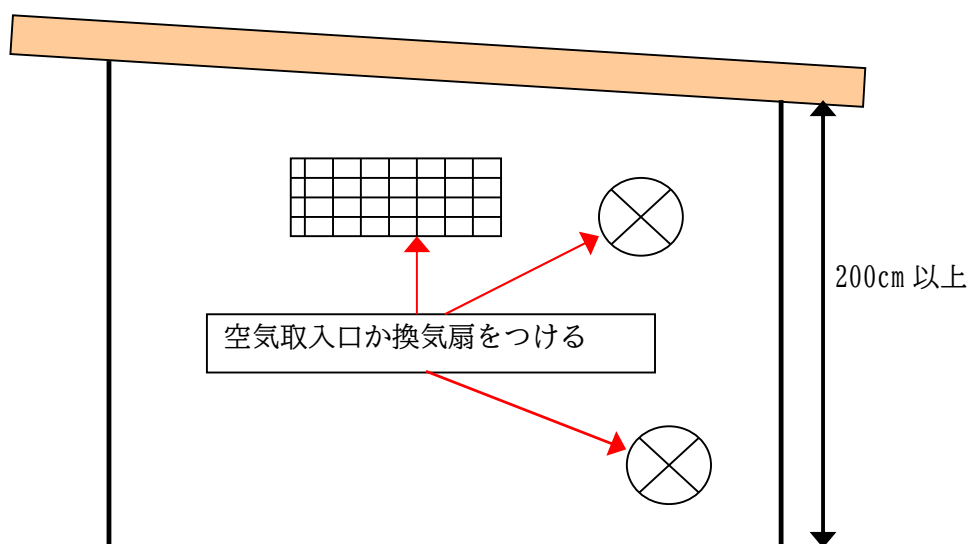


再利用対象物と廃棄物等が同一保管場所の断面図（例）



- 1 原則として、一段構造が良い。
- 2 2段構造の場合、棚の高さは80cm以上100cm以下であること。
- 3 天井の高さは、200cm程確保すること。

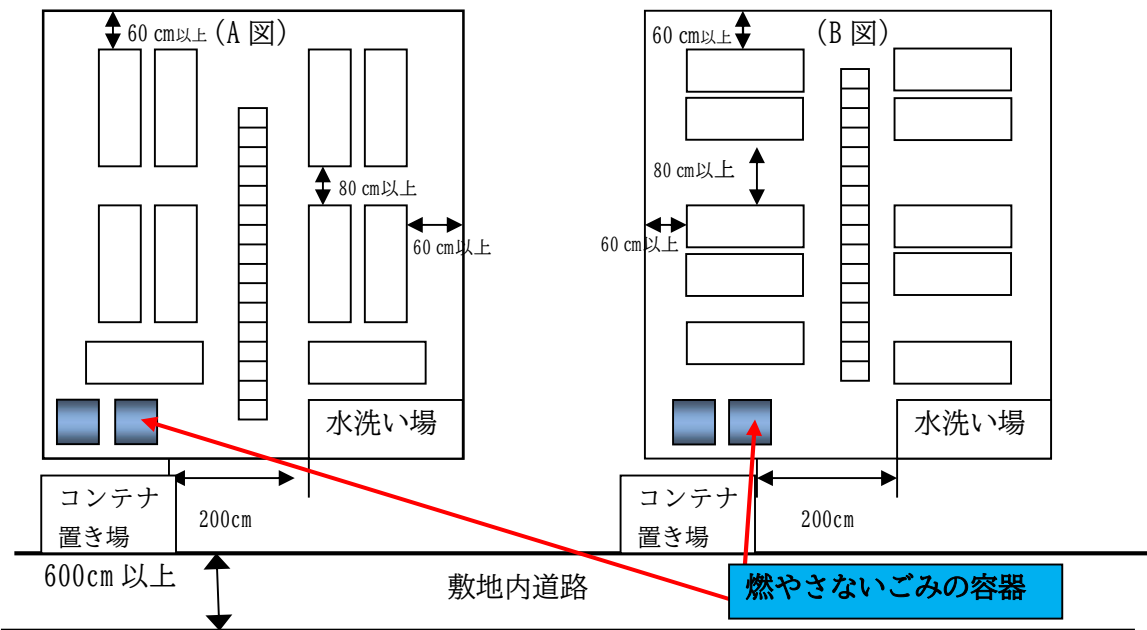
保管場所の外構（例）



- 1 屋根は必ず設置すること。壁があっても屋根がなければ認められない。
- 2 壁は最低3方向に設置すること。すべて壁があることが望ましい。
- 3 換気口（扇）を設置すること。

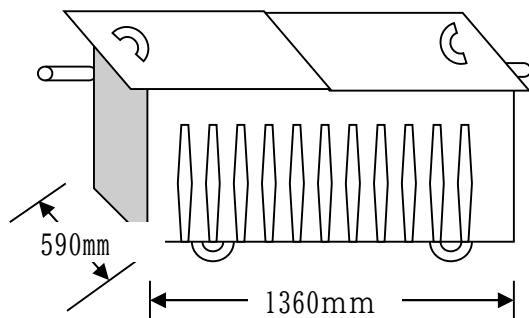
廃棄物等単独の保管場所で反転コンテナボックスの配列（例）
再利用対象物保管場所を設置する場合、資料 1-2 を参考にしてください。

コンテナボックス 10 台を設置する場合
配置例



- 【注意】
- *燃やさないごみは反転コンテナでの収集はありません。別容器を設置してください。
 - *廃棄物保管庫には、照明設備や換気扇等の設備を設置してください。
 - *反転コンテナボックスは、三方向から投入できるように配置してください。
 - *出入り口の幅は、200cm以上とし、反転コンテナボックスについている下部の車輪を考慮して、段差を最小にするようにしてください。
 - *燃やすごみの反転コンテナボックスは、特に中が汚れますので、洗浄設備を必ず設置してください。

*反転コンテナボックスの詳細



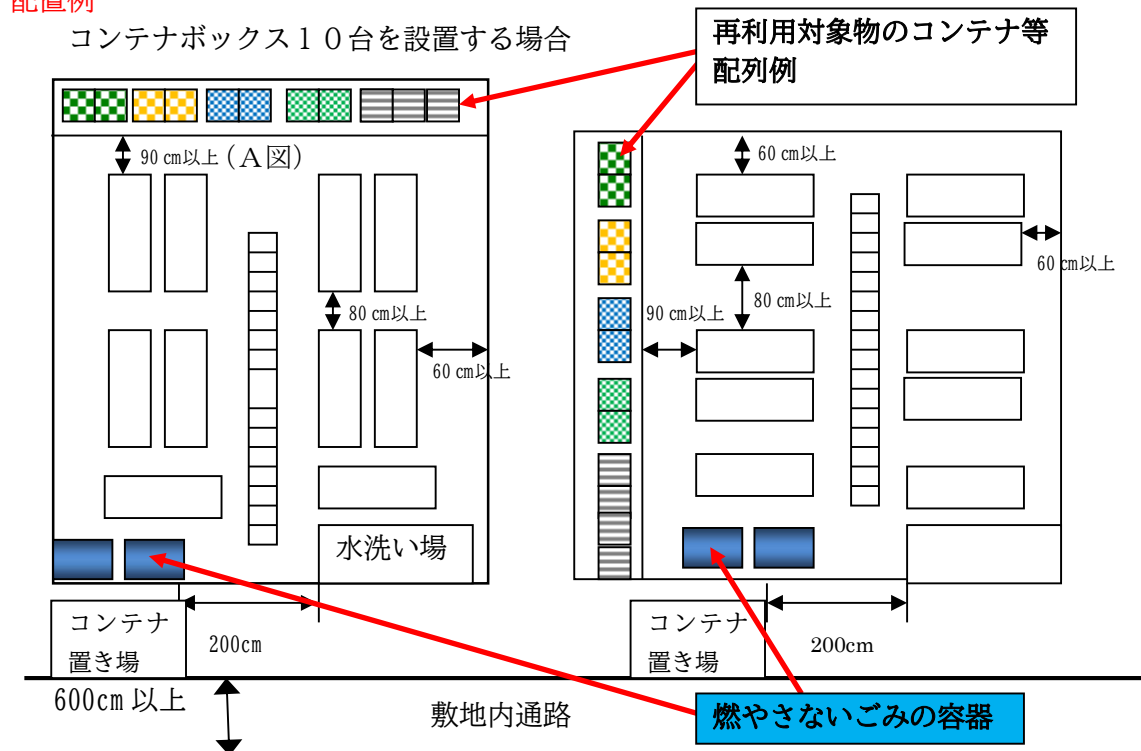
容量	0.7 m ³ 、700ℓ (175kg)		
----	----------------------------------	--	--

寸法	本体 横幅	1360mm	±	10mm
	奥行 き	590mm	±	10mm
	高さ	890mm	±	10mm

傾倒 軸	長さ	1574mm	±	10mm
	高さ	685mm	±	10mm

再利用対象物と廃棄物等保管場所を同一使用する場合
再利用対象物と反転コンテナボックスの配列（例）

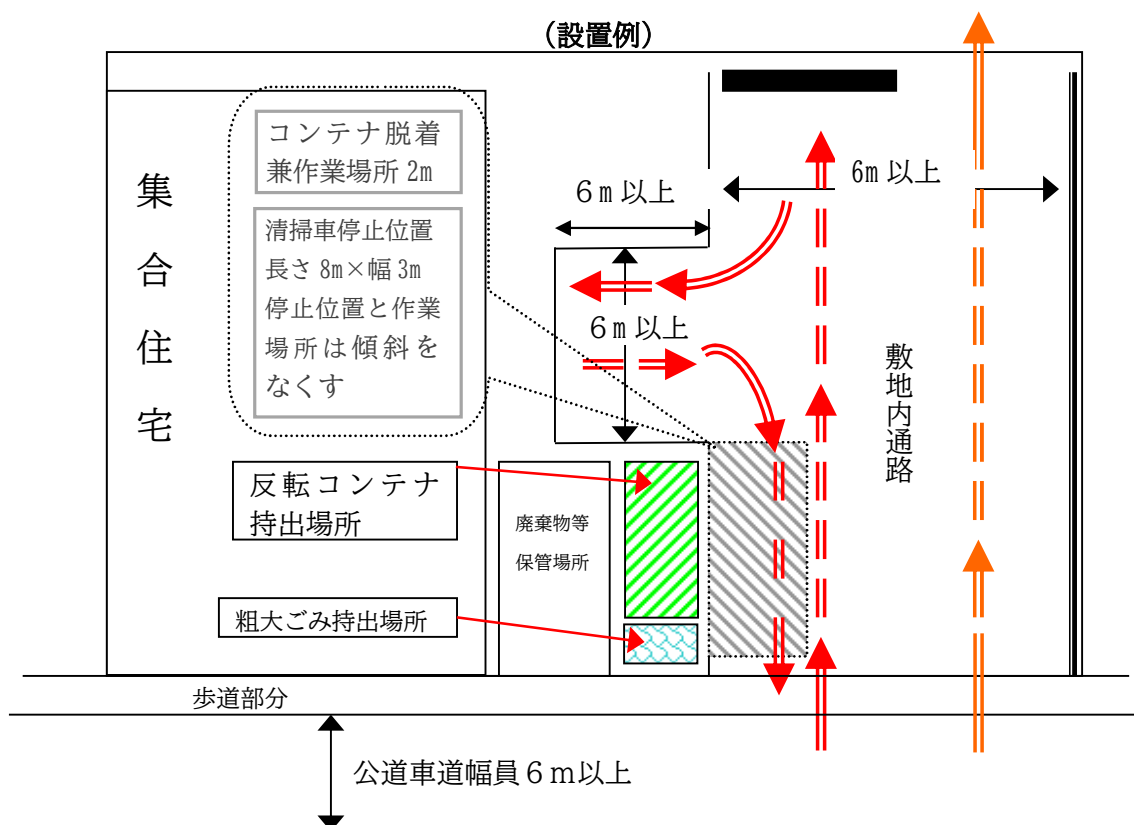
配置例



【注意】

- *燃やさないごみは反転コンテナでの収集はありません。別容器を設置してください。
- *廃棄物保管庫には、照明設備や換気扇等の設備を設置してください。
- *反転コンテナボックスは、三方向から投入できるように配置してください。
- *出入り口の幅は、200cm以上とし、反転コンテナボックスについている下部の車輪を考慮して、段差を最小にするようにしてください。
- *燃やすごみの反転コンテナボックスは、特に中が汚れますので、洗浄設備を必ず設置してください。
- *ごみ用コンテナの大きさは資料 5-1 を参考にしてください。

【注】反転コンテナボックス又は自動貯留排出機を使用する場合、敷地内に清掃車を乗り入れるのが、絶対条件です。公共道路上では、収集作業はできません。



- *自動貯留排出機も同様です。
- *作業の安全上、公道での収集作業ができないことから、敷地内通路（6 m 以上）に面する位置に、反転コンテナボックスの持出場所を確保してください。
- *コンテナ脱着兼作業場所は、傾斜のないスペースをお取りください。傾斜があるとコンテナの脱着が困難になります。（脱着装置の遊びが少ないため）
- *敷地内に進入する場合、敷地外へ進出する場合、いずれにおいても前進のまま進行できるように、敷地内の通路を確保してください。
なお、通り抜けができない場合には、幅員の規定を満たす転回スペースを確保してください。
- *敷地内通路は、清掃車両の重量に耐えられる仕様としてください。
- *反転コンテナボックス持出場所は、清掃車両停止場所と水平にし、清掃車両との間に電柱、交通標識、ガードパイプ、チェーンポール、植栽等、収集の妨げになる障害物が設置されることがない場所に設置してください。
- *必要に応じて、誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置してください。
- *反転コンテナボックスを使用する場合の清掃車両は、新大型特殊車のみとなります。
新大型特殊車の概要は、全長約 8 m、全幅約 3.5 m、全高約 3 m、総重量約 11 t になります。**最小回転半径は、約 7 m になっております。**

(一般的集合住宅用の)

念書(例)

私は(住所)に建設します建築物(名称)の廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束いたします。

記

- 1 容器保管場所に収集車両(清掃車)が進入または横付けできませんので、収集当日、資源・ごみ容器を別図(配置図、平面図)のごみ持ち出し場所、または清掃車が横付けして収集できる場所まで、建築物管理者が責任を持って持ち出し、収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
- 2 ごみの持ち出し場所については、別図(配置図、平面図)に記載されていないので、建築物完成検査時に、建築物所在地において協議することとします。
- 3 廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所、資源・ごみ容器持ち出し場所及び資源・ごみ容器等は、常に清潔を保つようにいたします。
- 4 資源・ごみ容器等の取扱及び資源・ごみ容器持ち出し場所の管理について、荒川区の収集業務の遂行に支障のないようにいたします。また、近隣住民等からの苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って解決することをお約束いたします。
- 5 入居者に対して、ごみの排出方法を周知徹底するとともに、保管場所内の燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック・資源は、責任を持って分別し、資源回収に協力いたします。
- 6 事業系廃棄物については、業者による収集とし、家庭系廃棄物と区別して保管します。まだ、委託業者が決定していませんので、契約締結次第、契約書の写し及び業者の許可書の写しを、提出いたします。
- 7 ごみ容器保管設備等に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに廃棄物保管場所を増設し、必要な個数だけのごみ容器を補充いたします。
- 8 建築物を分譲、または管理を業者委託にした後も、上記の項目について、責任を持って引継ぎをし、遵守させます。

年 月 日

荒川区長 殿

建築主 住所
氏名

印

(反転コンテナボックス使用マンションの) 念書(例)

私は(住所)に建設します建築物(名称)の廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束いたします。

記

- 1 容器保管場所から直接、収集車両(清掃車)での収集ができませんので、収集当日、資源・ごみ容器を別図(配置図、平面図)のコンテナ持ち出し場所、または清掃車が収集できる場所まで、建築物管理者が責任を持って持ち出し、収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
- 2 ごみの持ち出し場所については、別図(配置図、平面図)に記載されていないので、建築物完成検査時に、建築物所在地において協議することとします。
- 3 廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所、資源・ごみ容器持ち出し場所及び資源・ごみ容器等は、常に清潔を保つようにいたします。
- 4 燃やさないごみの保管場所を使用する容器は、反転コンテナとし、ごみ収集日のごみ持ち出し場所に出す時は、袋で出すことをお約束します。
- 5 資源・ごみ容器等の取扱及び資源・ごみ容器持ち出し場所の管理について、荒川区の収集業務の遂行に支障のないようにいたします。また、近隣住民等からの苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って解決することをお約束いたします。
- 6 入居者に対して、ごみの排出方法を周知徹底するとともに、保管場所内の燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック・資源は、責任を持って分別し、資源回収に協力いたします。
- 7 資源・ごみ持ち出し場所の収集時に敷地内、入り口周辺の陥没、変形等の破損が生じた場合、荒川区に対して責任を問いません。ただし、収集作業による過失がある場合には、その限りではありません。
- 8 収集作業中に生じた反転コンテナボックスの破損等に関しては、使用を開始してから8年以上経過したコンテナについて劣化による破損が生じることがありますので、その場合は、荒川区に対して責任を問いません。ただし、収集作業による過失があった場合は、その限りではありません。
- 9 収集車両(清掃車)がターンテーブル内に乗り入れ、これによりターンテーブルに生じた破損等に対しては、荒川区に対して責任を問いません。ただし、収集作業による過失があった場合は、その限りではありません。
- 10 建築物を分譲、または管理を業者委託にした後も、上記の項目について、責任を持って引継ぎをし、遵守させます。

年 月 日

荒川区長 殿

建築主 住所
氏名

印

(事業系建築物の)

念書(例)

私は(住所)に建設します建築物(名称)の廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束いたします。

記

- 1 廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所、資源・ごみ容器持ち出し場所及び資源・ごみ容器等は、常に清潔を保つよう清掃してその管理を適切に行なうことをお約束します。
- 2 当建築物から排出される廃棄物については、全て収集業者による委託収集とします。委託業者決定後、契約が締結次第、契約書の写し及び委託業者の許可書の写しを提出します。
- 3 廃棄物保管場所等に関し、近隣住民から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って解決することをお約束します。
- 4 社員・テナント等に対して、資源・ごみの排出方法を周知徹底することをお約束します。保管場所内の廃棄物等を可燃・不燃・資源に分別して保管し、資源回収に積極的に取り組みます。
- 5 廃棄物保管場所等や廃棄物の責任者として、廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者届」を清掃リサイクル推進課に提出し(3,000㎡以上に限る)、廃棄物の適正処理・減量に努めます。
- 6 当該建築物を分譲、または管理を業者に委託した後も、上記の項目について、責任を持って引継ぎをし、遵守させます。

年 月 日

荒川区長 殿

建築主

住所
氏名

印

(ごみストッカー使用の集合住宅用) **念書** (例)

私は(住所)に建設します又は管理します建築物(名称)の廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束いたします。

記

- 1 集積所を敷地内に設置する場合でも、近隣住民と事前に協議し、苦情等が発生した場合は、責任を持って対処し、解決いたします。
- 2 ごみストッカー設置について、ストッカーより直接回収することにあたって、清掃車がストッカーに横付けできる公道面の敷地内に設置いたします。
- 3 ごみストッカー設置については、別図(配置図、平面図)に記載されていないので、建築物完成検査時に、建築物所在地において協議します。
- 4 廃棄物及び資源物を正しく分別し、資源回収に協力し、収集曜日をきちんと守り、ごみストッカー内は常に清潔に保つよう、入居者に周知いたします。
- 5 ごみストッカー内に収集できないもの(資源・粗大ごみ等)が混入されている場合には、これらのものは責任を持って弊社で片づけ、清潔に保つようにします。
- 6 清掃リサイクル推進課よりごみストッカー内が汚いと連絡があった場合には、速やかに清掃を行い、入居者のごみの出し方について指導を徹底します。
- 7 ごみストッカー付近の敷地内に清掃車が入り込んでも埋設物や構造物が破損しないように路面等を強化します。
- 8 収集作業中に生じたごみストッカーの破損については、通常の作業形態で行っている場合は荒川区にその責任を問いません。また、使用年数により経年劣化があらわになり破損等がある場合は速やかに交換・修復をします。
ただし、収集作業による過失があった場合は、その限りではありません。
- 9 建築物を分譲、または管理を業者委託した後も、上記の項目について責任を持って引き継ぎをし、遵守させます。

年 月 日

荒川区長 殿

建築主又は管理会社名

住所

電話番号

氏名

印

※再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届の書式
別記第3号様式（第25条、第49条関係）

再利用対象物保管場所設置届
兼廃棄物保管場所等設置届

年 月 日

荒川区長 殿

(建設者) 住所
氏名
電話番号 ()
第34条第1項
第52条第6項 の規定により、
第52条の2

次のとおり届け出ます。
1 建築物の概要

設計者	住所 氏名	電話番号 ()
工事施工者	住所 氏名	電話番号 ()
建築物の所在地		
建築物の名称		
建築物の用途		
敷地面積	㎡	
延べ床面積	(内訳) ㎡ 住宅用 ㎡ 事業用 ㎡	
構造	造、地上 階、地下 階	
予定年月日	工事着手	工事完成
	年 月 日	年 月 日
	使用開始	年 月 日

2 再利用対象物保管場所（条例 52 条第 6 項及び第 52 条の 2 関係）

保管場所	地上・地下 階、 箇所、 ㎡
------	----------------

3 廃棄物保管場所等（条例 34 条第 1 項関係）

保管場所	地上・地下 階、 箇所、 ㎡
保管設備	種別 型、容量 ℓ・㎡、設置数 個・台
粗大ごみ集積所	地上・地下 階、 箇所、 ㎡
清掃車通行道路	公・私道、 m. 洗浄排水設備 洗浄 箇所、排水 箇所
受付欄	
(再利用) (廃棄物)	

再利用対象物保管場所設置届

兼廃棄物保管場所等設置届

〇〇年〇〇月〇〇日

荒川区長 殿

(建設者) 住所 東京都荒川区町屋 5 丁目 19-1
氏名 荒川 廃棄物 印
電話番号 03 (3892) 4671
第 34 条第 1 項
荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第 52 条第 6 項 の規定により、
第 52 条の 2

次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設計者	住所 東京都荒川区荒川 1 丁目 1-1 氏名 荒川 保管場所 電話番号 03 (3802) 3111
工事施工者	住所 東京都荒川区西尾久 1 丁目 1-1 工事業者が決まっていない場合「未定」と記入 氏名 建設事務所 一郎 電話番号 03 (3802) 3112
建築物の所在地	荒川区町屋 6 丁目 18-1 決まっていない場合は、「仮称」で記入
建築物の名称	(仮称) 荒川清掃リサイクル事務所新築工事
建築物の用途	共同住宅・事務所
敷地面積	800.87㎡ 事務所・店舗等併設の場合はそれぞれ記入
延べ床面積	(内訳) 3450.22㎡ 住宅用 2000.56㎡ 事業用 1449.66㎡
構造	RC 造、地上 7 階、地下 1 階
予定年月日	工事着手 22 年 7 月 1 日 工事完了 24 年 3 月 15 日 24 年 4 月 1 日 上旬・下旬・末日等は避け、具体的に記入

2 再利用対象物保管場所（条例 52 条第 6 項及び第 52 条の 2 関係）

保管場所	地上・地下 1 階、1 箇所、3.59㎡
------	----------------------

3 廃棄物保管場所等（条例 34 条第 1 項関係）

保管場所	地上・地下 1 階、1 箇所、15.25㎡
保管設備	種別 丸 型 容量 60ℓ・㎡、設置数 60 個・台
粗大ごみ集積所	地上・地下 1 階、1 箇所、3.00㎡
清掃車通行道路	公 私有道、12 m、洗浄排水設備 洗浄 1 箇所、排水 1 箇所
どちらかに「○」してください。	
使用する保管設備（容器）の型・容量・設置数を記入	
受付欄	
(再利用) (廃棄物)	

※赤い文字で書いてある所は、必ず記入してください。

工事完了後の手続きについて

1 清掃リサイクル推進課に連絡をする。

工事完了後（もしくは、完成予定日が概ね確定後）、清掃リサイクル推進課にその旨を連絡してください。その際、保管場所等の完了検査の日程を調整します。当日の立会人として、管理会社の方にもご同席いただき、両者の日程が合うように完了検査のご予約をしてください。

2 保管場所等の完了検査を行う。

当日は、図面どおりに保管場所等が設置されているか、確認させていただきます。設計者の方、その他関係者の方、特に建築物の管理者の方（管理会社）に立ち会っていただけるようお願いいたします。その際、ごみ・プラスチックの持出場所の確認や設置を行ないます。

住居系建築物で、荒川区が収集する場合は、入居後必要となる以下のものをお持ちいたします。

ア 収集曜日掲示用板

イ 居住者配布用冊子（住戸数分）

『ごみ・プラスチック・資源の正しい分け方・出し方』

『粗大ごみの出し方』

『資源物回収拠点への案内図』

ウ 資源用コンテナ類（ビン・カン用コンテナ、ペットボトル・トレイネット等）

資源は区の回収ではなく、町会の集団回収になります。

※回収場所もごみ・プラスチック集積所とは、異なる場合があります。

延床面積1,000㎡以上の事業用途建築物の場合、所有者の方は、条例（要綱）に基づき以下の書類の提出が必要となりますので、当日お持ちいたします。

ア 「廃棄物管理責任者届」

イ 「再利用計画書」もしくは「再利用実績表」